

長野市地域おこし協力隊員任用規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この任用規則（以下「規則」という。）は、地域の活力の維持、強化を行う地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 協力隊員の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令及び市の条例（以下「法令など」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力隊員 地域の活力の維持、強化に従事する者
- (2) 所属長 協力隊員が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(協力隊員の職務)

第3条 協力隊員は、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 産業の振興に係る支援
- (2) 地域資源の発掘に係る支援
- (3) 集落の生活環境維持に係る支援
- (4) 高齢者の見守りに係る支援
- (5) 地域活動への参加と活動支援
- (6) 荒廃・遊休農地の解消に係る支援
- (7) その他市長が必要と認める活動

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第4条 協力隊員の任用期間は、任用された日から、1年間とする。

2 前項の任用期間満了後、市は、協力隊員として必要な能力を有すると判断される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続く3年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 協力隊員は前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第6条 市は、協力隊員に次の各号に該当する事由が生じた場合は、当該協力隊員を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令など又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該協力隊員の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第14条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため協力隊員に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って協力隊員を免職することができる。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第7条 協力隊員の報酬は、月額186,000円とする。所得税及び住民税が課税される場合には、この報酬額から協力隊員が負担する。

- 2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日とする。
- 3 協力隊員の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、日割計算により算出する。
- 4 報償の日割計算に当たっては、2,232,000円（年支給額）を240（勤務日数／年）で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、2,232,000円（年支給額）を1,680（勤務時間／年）で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 協力隊員が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第9条 協力隊員が職務を行うために旅行するときは、長野市職員等の旅費支給規則(昭和41年10月16日長野市規則第35号)を準用し、一般職に属する非常勤職員の例により、費用を弁償する。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第10条 協力隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について28時間以上35時間以内とする。

2 協力隊員の勤務時間の割り振りは、勤務予定日の前週の金曜日に事前に提出する勤務予定表(別表1)に従い、所属長の命令により日曜日から土曜において勤務するものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。)

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 協力隊員は、第4条第1項に定める任用期間中に分割又は連続した10日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は任用時に10日間を付与される。また、この年次休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 所属長は、協力隊員から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して20日(勤務を要しない日を含む。以下この項の日数において同じ。)を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間

(2) 協力隊員本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
 - (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
 - (5) 女子の協力隊員が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合、出産の日までの届け出た期間
 - (6) 女子の協力隊員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の協力隊員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
 - (7) 女子の協力隊員が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
 - (8) 女子の協力隊員が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
 - (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を療育する協力隊員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間
 - (10) その他所属長が特に必要と認められた場合 所属長が必要と認める期間
- 2 前項第1号から第4号まで及び第10号の特別休暇は有給とし、第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。

（休職）

第15条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除く外、協力隊員が病気（第17条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該協力隊員の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は勤務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

（起訴休職）

第16条 協力隊員が刑事事件に関し起訴されたときは、市は当該協力隊員を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

（勤務禁止）

第17条 協力隊員が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該協力隊員を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
 - (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
 - (3) 全各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
- 2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第13条第2項の規定を準用する。
- (休暇及び休職の手続き)
- 第18条 第11条第1項及び第14条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。
- 2 第14条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。
- 3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。
- 4 第15条第1項による休職及び第16条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該協力隊員は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第6章 服務

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第19条 協力隊員は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第20条 協力隊員は、この規則に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第21条 協力隊員は、地域おこし協力隊事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第22条 協力隊員は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(セクシャルハラスメントの禁止)

第23条 協力隊員は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を

害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第24条 協力隊員は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第25条 協力隊員は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第26条 市は、協力隊員に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該協力隊員に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令など又はこの規則に違反した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 当該協力隊員の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けず即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第27条 協力隊員は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は長野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。